

そもそも社会保険って何？「社会保険＝協会けんぽ」じゃないの？

「社会保険＝協会けんぽ」ではありません

社会保険とは、病気・ケガ、老後の資金不足、失業などの国民生活における万が一のリスクに備えるための公的保険制度のことです。

協会けんぽは、医療保険の健保に該当します。

社会保険のイメージ図

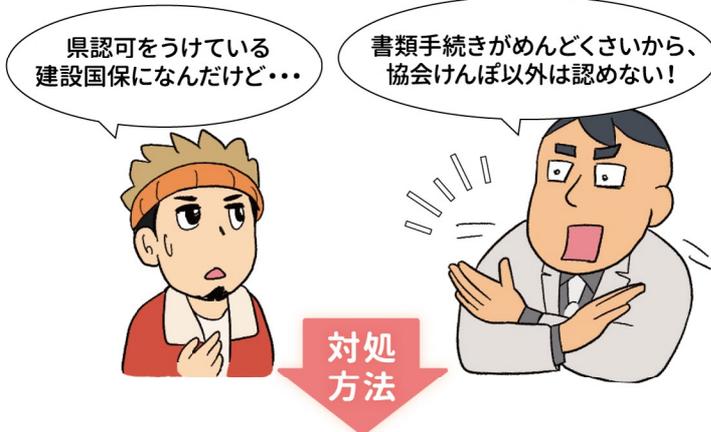
社会保険のイメージ図						
広い意味での社会保険						
狭い意味での社会保険					労働保険	
医療保険		年金保険		介護		
国保	健保	国民年金	厚生年金	介護保険	労災保険	雇用保険

※詳しくは下表で

よくある例① 建設国保の存在を知らない



よくある例② 元請が協会けんぽ以外認めないと言って譲らない



よくある間違い 厚生年金の加入義務の有無や必要な保険が何かを理解していない



「適用除外を受けた建設国保は、協会けんぽと同等と国が認めている」と説明してください



■ 立場別 下請が現場入場するために必要な保険一覧表

所属する事業所		働き方	社会保険		
形態	常用労働者の数		いずれかの※1医療保険に加入	※2年金保険	労働保険
法人事業所	1人～	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ●適用除外承認を受けた、建設国保などの国保組合（同業同種の自営業者が加入） ●協会けんぽ（主に中小企業の社員が加入） ●健保組合（主に大企業の社員が加入） 	厚生年金	※3雇用保険
		事業主役員等			—
個人事業所	1人～4人	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ●建設国保などの国保組合（同業同種の自営業者が加入） ●市町村国保（自営業や無職の人が加入） 	国民年金	※3雇用保険
		事業主1人親方			—

■ 事業主に従業員を加入させる義務がある

■ 個人で加入する

各種保険のかんたんな説明

※1 医療保険とは
国民皆保険制度により全国民が加入することになっている。働き方や事業所の規模によって加入できる保険の種類が変わる。

※2 年金保険とは
国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する。厚生年金は一定規模以上の会社などに勤務している人が加入する。

※3 雇用保険とは
いわゆる「失業保険」。退職した場合に失業給付が支払われる。ハローワークで手続きする。